

新しくなります

後期高齢者医療制度の被保険者証と 国民健康保険の高齢受給者証

後期高齢者医療制度の被保険者証と、
70歳以上75歳未満の人の国民健康保険（国保）高齢受給者証は、
毎年8月1日に更新されます。

対象の人は7月中に送付されるので、届いたら内容を確認しましょう。

新しい被保険者証などは
8月から使用できます

は、7月31日（火）までです。
限度額適用認定証などの
申請も忘れずに

75歳以上（一定の障害がある人は65歳以上）の人が加入する、
後期高齢者医療制度の新しい被
保険者証と、国保に加入してい
る70歳以上75歳未満の人の新し
い高齢受給者証が届きます。

届いたら内容に誤りがないか
確認しましょう。新しい物は、
8月1日（水）の診療分から使用す
ることができます。

送付時期／●被保険者証…7月
中旬 ●高齢受給者証…7月下
旬

※現在使用している被保険者証
と、高齢受給者証の有効期限

8月1日から使用できる認定
証は、次の方法で受け取ること
ができます。

〈国保に加入している人〉

被保険者証と印鑑を持参し、
保険年金課各支所で申請して
ください。さかのぼっての認定
はできません。

〈後期高齢者医療制度に加入し
ている人〉

現在「限度額適用・標準負担
額減額認定証」が交付されてい
る人で、8月1日以降も対象に
なる人には、新しい認定証が被
保険者証と一緒に届くので申請
は不要です。
「限度額適用認定証」につい
ては、8月1日から申請するこ
とができます。

申し込み・問い合わせ先
保険年金課

国民健康保険班

62・5331

高齢者医療年金班

62・5882

「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の対象者

対 象		所得区分	交付申請できる認定証
70歳未満の国民健康保険の人		住民税課税世帯	●限度額適用認定証
		住民税非課税世帯	●限度額適用・標準負担額減額認定証
●70歳以上75歳未満の国民健康保険の人 ●75歳以上の後期高齢者医療制度の人 ●65歳以上75歳未満で一定の障害があり認定された後期高齢者医療制度の人	現役並みⅢ	課税所得 690万円以上	●限度額適用認定証の申請は不要 ※後期高齢者医療被保険者証か、国民健康保険被保険者証・高齢受給者証の提示で限度額までの支払いになります。
	現役並みⅡ	課税所得 380万円以上 690万円未満	●限度額適用認定証 ※平成30年8月から新設されます。左の区分に該当する人で高額の医療を受けるときは、限度額適用認定証の交付を申請してください。
	現役並みⅠ	課税所得 145万円以上 380万円未満	
	一般	課税所得 145万円未満	●限度額適用認定証の申請は不要 ※後期高齢者医療被保険者証か、国民健康保険被保険者証・高齢受給者証の提示で限度額までの支払いになります。
	住民税非課税世帯		●限度額適用・標準負担額減額認定証

※国保加入者の「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付は、国民健康保険税を完納していることが条件です。